

# 終章 結論

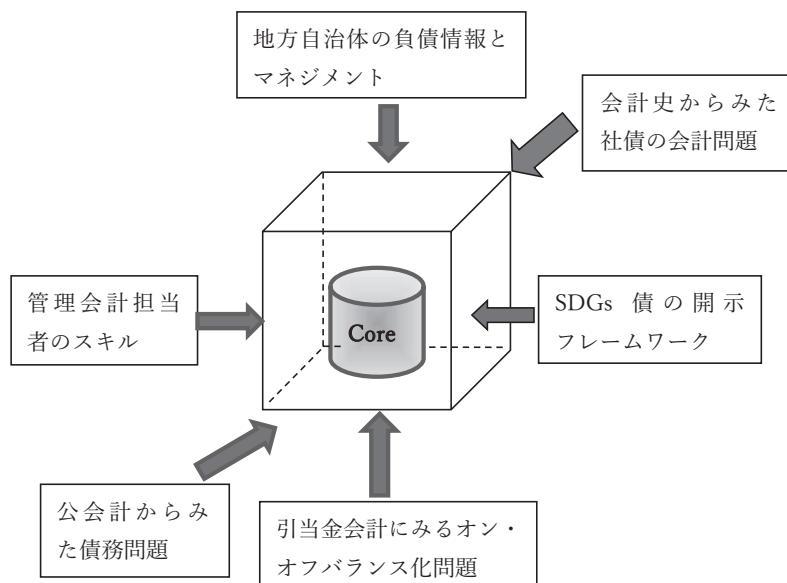
## 挽 直 治

負債（Liability）は会計学の用語として一般に使用されているが、その主体となる対象が国家、法人、機関等により、また営利目的、非営利目的かの如何により、厳密にみるとその意義は多少異なって使用されている。さらに時代の変遷、時間軸の取り方により、その使われ方にも異同がみられる。仮に「負債」を広く捉えたならば、それを指し示す用語は債務（debt）、赤字（deficit）、負債（liability）、義務（obligation）等がある場面では厳密に、また他の場面では互換可能に使用されている。

持続的に成長を遂げている国家、企業、地方自治体が存在する一方で、財政の逼迫、業績の低迷により経営破綻を免れないところもある。その要因にあげられるのが、キャッシュ・フローの管理、資金調達とその使途に関しての意思決定が十分に機能していないこと、ステークホルダーに対し、適切にその運用・管理について説明責任を果たしていないことがあげられる。

本研究の意義は、各分野・領域において定めた負債の諸相を会計（学）という鏡をとおして、多面的にそれらを検討するとともに、その実態を浮き彫りにし明確に捉えることにより、健全な社会を構築するシステムを提示することにあつた（下図、参照）。

会計制度、財務報告、会計史、公会計の各領域から検討された課題をまとめるならば、次のとおりである。



**会計制度** 負債会計を検討するにあたり、Obligation, Liability, Debt の各用語が本質的に有している語義と相互関係を考察し、それらが負債の会計問題にどのように影響し、時代とともに変容してきたかを考察した。具体的には企業年金制度、引当金会計を考察の対象として取り上げた。

**財務報告** 近年、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連する要素に向けての債権投資、SDGs 債による資金調達が増加傾向にあることに着目し、SDGs 債に関する情報開示のフレームワークを検討した。今後、わが国においてもグリーンボンド市場が発展することを見据えるならば、当該債権の発行と流通に係る市場のルールを統一する国際標準の設定が検討課題であることを指摘した。

**会計史** 会計史からみた社債の会計処理について検討している。株式会社の発生以降、社債は有力な資金調達手段として捉えられており、その評価に関する会計処理をどのように財務諸表に反映させるかが課題となっていた。こうした会計問題への接近は近代会計理論の生成に大きな影響を及ぼしたことを解き明かしている。

**地方自治体の会計** 公会計の制度改革に係る実態調査にもとづいて、検討課題とその根拠を明確に検証したものである。すなわち、地方自治体は統一的な基準に準拠して財務書類を作成しているにもかかわらず、資産・負債情報はいまだマネジメントに効果的に活用されていないこと、その背景には、既存の会計システムと財務書類の作成システムが必ずしも連動していないことを指摘している。こうした課題を解決するためには、自治体クラウドの共同利用により業務の効率化を図ることが重要であり、さらに財務書類の作成にも結びつけていくことにより、財務書類の資産・負債情報をマネジメントに活用する機会が積極的に増えていくことになると提示した。

**企業会計と公会計** 負債の諸相をめぐる会計問題化への接近法として、3つの概念—上位概念である義務（obligation）、法的債務（debt）、負債（liability）—各々の関係の変化についての捉え方に焦点をあてて考察した。企業ないし国の義務の拡大とともに、義務と法的債務との密接な関係から離れて、負債の捉え方があらためて問題となり、負債の概念のなかに「推定的債務」「履行義務」「契約債務」などの独自の意味が付け加えられることに着目することが重要である。

それは同時に、負債と利益の関係の変化をもたらし、負債の増分のなかには純利益のマイナスとはみなされず、「包括利益」という新たな概念のなかに包摂され、それが開示の在り方の再編成をもたらす、ひとつの契機—統合報告の問題—となることを意味している。

企業会計をめぐる負債の諸相は、公会計（国際公会計基準）においても、政府と国民との

あいだの社会給付—とりわけ公的年金給付と雇用給付—をめぐる問題においても、同様の様相を呈している。そこでは、社会給付をめぐる国と国民との取引を非交換取引でなく、交換取引とみた時、両者の関係を権利義務の関係—国の給付義務と国民の受給権の関係—として捉えるアプローチが問題となっていることを明らかにした。